



椿本興業株式會社

証券コード 8052

第123回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）



場所

大阪市北区梅田三丁目3番20号
明治安田生命大阪梅田ビル
3階 当社会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

インターネット等または書面による議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時15分まで

株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

■ 第123回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	6
第1号議案：剰余金の処分の件	
第2号議案：取締役7名選任の件	
第3号議案：補欠監査役1名選任の件	
■ 事業報告	18
■ 連結計算書類	29
■ 計算書類	31
■ 監査報告書	33

TSUBACO

人と技術の架け橋

人間には人間性を、機械には効率を

社是

吾々は社業を通じて、社会に貢献することをモットーとする。

吾々はその繁栄を常に怠りなき商品の開発とたゆみなき販路の開拓によって達成させる。

Mission Statement

Our Mission

私達は、長年機械と技術の総合商社として培った技術力を生かし、最適商品のマネジメントにより、産業界の顧客に新たな価値を提供します。

Our Vision

私達は、機械と技術の総合商社として、産業界の未来価値創造企業を目指します。

Advanced Technology for Optimum Machinery (最先端の技術で最適な機械をお客様に提供します)

Our Concept

1. 私達は、社会に対する公正さを堅持し、地球環境の保全等社会の要請への積極的な対応により、企業の社会的責任を全うします。
2. 私達は、顧客への最適商品の供給を通じて、産業界の発展に寄与し、社会に貢献します。
3. 私達は、常に世界のトレンドと市場のニーズに目を向けて、先端技術商品を取り込み、新市場の開拓を行い、顧客とメーカーの信頼に応えます。
4. 私達は、情報力、技術力、提案力を常に錬磨し、結集して、価値を創造し、企業価値を高めて株主の負託に応えます。

証券コード 8052
2026年6月5日

株主各位

大阪市北区梅田三丁目3番20号
椿本興業株式会社
取締役社長 香田 昌司

第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイト「第123回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。お手数ながらいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

《当社ウェブサイト》

<https://tsubaki.co.jp/ja/ir/stockinfo/meeting/>



《東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）》

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名(会社名)に「椿本興業」またはコードに「8052」を入力のうえ検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択してご覧ください。



なお、当日のご出席にかえて、インターネット等または書面により議決権をご行使いただくことが可能です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

（議決権のご行使については、4頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。）

敬 具

記



日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）



場所

大阪市北区梅田三丁目3番20号

明治安田生命大阪梅田ビル3階（当社会議室）

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）



目的事項

報告事項 1. 第123期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第123期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款の規定に基づき、次の事項は記載しておりませんが、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告 主要な事業内容、主要な事業所、従業員の状況、主要な借入先、会社の株式に関する事項、会社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況
 - ・連結計算書類 連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ・計算書類 株主資本等変動計算書、個別注記表

議決権行使についてのご案内

事前に議決権行使をされる場合

インターネット等による議決権行使



行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時15分まで

次頁の「インターネット等による議決権行使方法のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

書面（郵送）による議決権行使



行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

- 電磁的方法（インターネット等）と議決権行使書面により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取扱います。
- 議決権を電磁的方法（インターネット等）により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取扱います。

株主総会にご出席される場合



株主総会開催日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

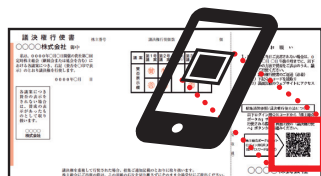
当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権の行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。
なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

インターネット等による議決権行使方法のご案内

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコード®は(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

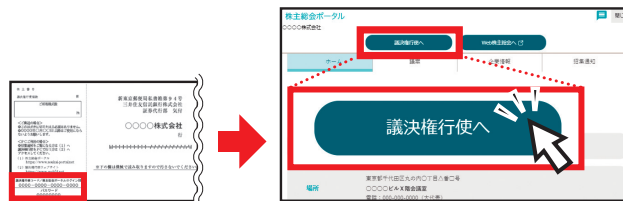
以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータル® URL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック!

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

受付時間 9:00~21:00



ぜひFAQも
ご確認ください。

- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

当社は、受注高・売上高、利益の増加額や増加率に加え、ROEの水準を経営の主指標としており、配当についても、連結配当性向30%以上を継続的に維持することを目標に、期間損益に応じた適正な配当を安定的に実施することを重視しております。

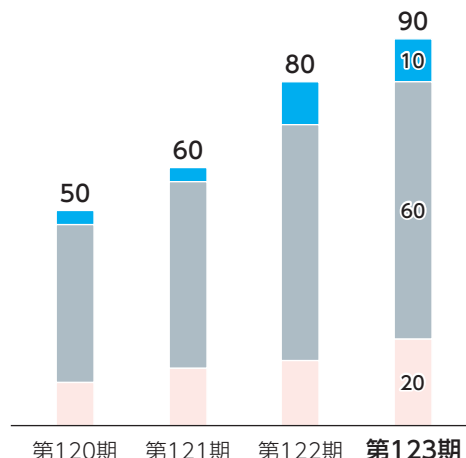
上記方針に基づき、当期の期末配当金は、普通配当を5円増配し1株当たり60円とさせていただきます、さらに、当社が本年10月に創業110周年を迎えることから記念配当を10円加え次の通りとさせていただきますと存じます。

これにより、中間配当金20円を含めました当期の年間配当金は1株につき90円となります。

ご参考

1株当たり配当金の推移 (円)

■ 中間 ■ 期末 ■ 記念・特別



(注)当社は2024年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため1株あたりの配当金の推移については、第121期以前についても当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

配当財産の種類	
金銭	
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	
当社普通株式1株につき	70円
(内 普通配当)	60円)
(内 記念配当)	10円)
総額	1,302,867,930円
剰余金の配当が効力を生じる日	
2026年6月29日 (月曜日)	

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。当社は、メンバーの過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しており、以下の全候補者の指名について妥当である旨の答申を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当	取締役会への 出席状況(第123期)
1	再任 梶本 哲也	男性	代表取締役会長 CEO	13回/13回
2	再任 香田 昌司	男性	代表取締役社長 COO 兼 海外事業統括	13回/13回
3	再任 春日部 博	男性	取締役専務執行役員 管理総括 兼 内部監査担当 兼 サステナビリティ担当 兼 内部統制担当 兼 リスクマネジメント担当 兼 コンプライアンス担当	13回/13回
4	再任 藤重 卓一	男性	取締役専務執行役員 営業総括 兼 開発戦略総括 兼 開発戦略本部長 兼 技術室担当	13回/13回
5	再任 社外 独立 安原 由美子	女性	社外取締役	13回/13回
6	再任 社外 独立 山本 直道	男性	社外取締役	13回/13回
7	新任 社外 独立 鈴木 幸司	男性	—	—

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員候補者

候補者番号

1

つばき

もと

てつ

や

椿 本 哲 也

再任

1955年3月11日生

男性

所有する当社の株式数

98,729株

取締役会への出席状況

13回／13回

略歴、地位および担当

1989年 4月	当社入社
1991年 6月	当社取締役
1993年 6月	当社専務取締役（代表取締役）
1997年 6月	当社取締役社長（代表取締役）
2005年 7月	当社取締役社長（代表取締役） SRS事業管掌
2007年 7月	当社取締役社長（代表取締役） 海外事業総括
2011年10月	当社取締役社長（代表取締役） 開発戦略本部長
2018年 6月	当社取締役会長（代表取締役） 海外事業担当
2019年 6月	当社取締役会長（代表取締役） CEO（現在）

重要な兼職の状況

該当はありません。

取締役候補者とした理由

椿本哲也氏は、長年にわたり当社代表取締役を務め、優れたリーダーシップをもって当社を牽引してきた経験を有しております。その経験に裏打ちされた幅広い視野と経営手腕は、当社の経営に欠かせないことから、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号

2 香 田 昌 司

再任

1958年11月8日生

男性

所有する当社の株式数

15,030株

取締役会への出席状況

13回／13回

略歴、地位および担当

1981年 4月	当社入社
2005年 4月	当社グローバル推進グループ 東日本営業部長
2010年 4月	TSUBACO SINGAPORE PTE.LTD. 代表取締役
2013年 10月	当社経営戦略本部 部長 兼 同本部営業企画室長
2015年 6月	当社経営戦略本部 東京経営戦略室長
2016年 6月	当社取締役執行役員 経営戦略本部長（企画・広報・コンプライアンス担当）
2018年 6月	当社取締役社長（代表取締役） 経営戦略担当 兼 経営戦略本部長（企画・広報担当）
2019年 6月	当社取締役社長（代表取締役）COO
2024年 6月	当社取締役社長（代表取締役）COO 兼 海外事業統括（現在）

重要な兼職の状況

該当はありません。

取締役候補者とした理由

香田昌司氏は、海外子会社の代表取締役など、海外事業で手腕を発揮し、また経営戦略部門などで業務執行に携わり、2018年6月からは、当社の代表取締役を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有しております。

これらの知見を引き続き当社の経営に活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号

3

かす が べ ひろし
春日部 博

再任

1949年9月8日生

男性

所有する当社の株式数

10,786株

取締役会への出席状況

13回 / 13回

略歴、地位および担当

1972年 4月	当社入社
2009年 10月	当社執行役員
2010年 6月	当社執行役員 財経担当
2011年 6月	当社取締役執行役員
2011年 10月	当社取締役執行役員 管理本部副本部長
2016年 6月	当社取締役常務執行役員 管理総括 兼 管理本部長 兼 内部監査担当
2022年 6月	当社取締役専務執行役員 管理総括 兼 管理本部長 兼 内部監査担当 兼 法務・与信管理担当 兼 広報担当 兼 内部統制担当 兼 リスクマネジメント担当 兼 コンプライアンス担当
2023年 6月	当社取締役専務執行役員 管理総括 兼 管理本部長 兼 内部監査担当 兼 法務・与信管理担当 兼 広報担当 兼 サステナビリティ担当 兼 内部統制担当 兼 リスクマネジメント担当 兼 コンプライアンス担当
2026年 4月	当社取締役専務執行役員 管理総括 兼 内部監査担当 兼 サステナビリティ担当 兼 内部統制担当 兼 リスクマネジメント担当 兼 コンプライアンス担当 (現在)

重要な兼職の状況

該当はありません。

取締役候補者とした理由

春日部博氏は、管理部門での業務執行に長年携わり、情報管理、財務・経理、人事・総務、法務などに関する豊富な経験と知識を有しております。

これらの知見を引き続き当社の経営に活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号

4

ふじ

藤

しげ

重

たく

卓

いち

一

再任

1956年11月17日生

男性

所有する当社の株式数

12,351株

取締役会への出席状況

13回／13回

略歴、地位および担当

1979年 4月	当社入社
2009年 6月	当社執行役員 東日本営業本部 装置担当 兼 システム第一事業部長
2012年 4月	当社執行役員 営業総括本部 東日本営業本部副本部長（装置担当） 兼 開発戦略本部 ATOMBD担当GM 兼 ATOMBD長
2018年 6月	当社取締役執行役員 東日本本部長 兼 東日本営業本部長（施工管理担当） 兼 開発戦略本部副本部長（ATOMBD担当）
2020年 6月	当社専務執行役員 東日本本部長 兼 東日本営業本部長（施工管理担当） 兼 開発戦略本部副本部長（ATOMBD担当）
2022年 6月	当社専務執行役員 東日本本部長（施工管理担当） 兼 開発戦略本部副本部長（ATOMBD担当）
2024年 6月	当社取締役専務執行役員 営業総括 兼 開発戦略総括 兼 開発戦略本部長 兼 技術室担当（現在）

重要な兼職の状況

該当はありません。

取締役候補者とした理由

藤重卓一氏は、営業部門および開発戦略部門で長年にわたり責任者を務めるなど、当社を取り巻くビジネスに関する豊富な経験・実績・見識を有しております。

これらの知見を引き続き当社の経営に活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号

5

やす

はら

ゆ

み

こ

安原 由美子

再任

社外

独立

1983年11月30日生

女性

所有する当社の株式数

1,514株

取締役会への出席状況

13回／13回

在任年数（本総会終結時）

4年

略歴、地位および担当

- 2012年12月 大阪弁護士会 弁護士登録
竹山法律事務所 入所（現在）
- 2022年 6月 当社社外取締役（現在）

重要な兼職の状況

竹山法律事務所 弁護士

社外取締役候補者とした理由 および期待される役割

安原由美子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知見と当社における社外役員の経験を有しており、取締役会の意思決定の充実や監督機能の強化、ガバナンス向上に貢献いただき、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

選任後は、指名・報酬委員会の委員長として、独立した立場から同委員会の審議の透明性・客観性の確保およびコンプライアンスにおける専門的知見からの助言を通じて、法令遵守体制の強化に貢献いただくことを期待しております。

候補者番号

6

やま

山

もと

本

なお

直

みち

道

再任

社外

独立

1968年11月18日生

男性

所有する当社の株式数

7,528株

取締役会への出席状況

13回／13回

在任年数（本総会終結時）

2年

略歴、地位および担当

1992年10月	日本公認会計士協会 会計士補登録 アーサーアンダーセン会計事務所 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入所
1996年1月	日本公認会計士協会 公認会計士登録
2001年10月	第二東京弁護士会 弁護士登録 東京青山・青木法律事務所 (現 ベーカー& マッケンジー法律事務所) 入所
2007年5月	ノースウェスタン大学ロースクール卒業 (LL.M.)
2012年5月	山本直道法律事務所開設 代表弁護士 (現在) 山本直道公認会計士事務所開設 代表 (現在)
2016年6月	当社社外監査役
2024年6月	当社社外取締役 (現在)

重要な兼職の状況

山本直道法律事務所 代表弁護士
山本直道公認会計士事務所 代表

社外取締役候補者とした理由 および期待される役割

山本直道氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士・公認会計士としての専門知見と当社における社外役員の実験を有しており、取締役会の意思決定の充実や監督機能の強化、ガバナンス向上に貢献いただき、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

選任後は、指名・報酬委員会の委員として独立した立場から取締役および経営陣の選解任や報酬決定の透明性・客観性の確保に寄与するとともに、会計・財務の専門知見により財務報告の信頼性向上などに貢献いただくことを期待しております。

候補者番号

7 すず き こう じ
鈴木 幸 司

新任 社外 独立

1957年3月29日生 男性

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

-

在任年数（本総会終結時）

-

略歴、地位および担当

1979年 4月	日本電気株式会社入社
2011年 7月	同社執行役員（西日本担当）
2017年 4月	NCS&A株式会社 官公庁担当執行役員
2020年 4月	株式会社TIZA 営業担当執行役員
2022年 4月	MBPジャパン株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由 および期待される役割

鈴木幸司氏は、会社経営における豊富な経験と知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

選任後は、長年培われた企業経営の観点から営業・マーケティング、DX・IT分野をはじめとした、取締役会の意思決定および経営陣の職務執行を監督していただけるものと期待しております。

重要な兼職の状況

該当はありません。

【取締役候補者に関する特記事項】

■当社との特別の利害関係

各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

■社外取締役候補者に関する事項

安原由美子氏、山本直道氏および鈴木幸司氏は、社外取締役候補者であります。

■独立役員に関する事項

当社は、安原由美子氏および山本直道氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。

また、鈴木幸司氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員になる予定であります。

■取締役候補者との責任限定契約の概要

当社は、安原由美子氏および山本直道氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額としております。各氏が原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

また、鈴木幸司氏が原案どおり選任された場合、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

■取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており2026年10月に更新する予定です。当該保険は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

各取締役候補者が原案どおり選任された場合は、候補者全員が当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

ご参考

本定時株主総会終結後の取締役・監査役のスキル・マトリックス（予定）

	氏名	□男性 ◇女性	当社が期待するスキル（知識・経験・能力）					
			企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	法務・コンプライアンス	DX・IT	国際性
取 締 役	樫本 哲也	■	○	○	○	○	○	○
	香田 昌司	■	○	○	○	○	○	○
	春日部 博	■	○		○	○	○	○
	藤重 卓一	■	○	○		○	○	○
	安原 由美子 <small>社外独立</small>	◆			○	○		
	山本 直道 <small>社外独立</small>	■			○	○		
	鈴木 幸司 <small>社外独立</small>	■	○	○		○	○	
監 査 役	大河原 治	■	○	○		○	○	○
	山野 慎一郎	■			○	○	○	○
	小林 均 <small>社外</small>	■			○	○		○
	山本 哲也 <small>社外</small>	■	○	○		○		○

※各氏に期待する知識・経験・能力であり、各氏の有する全てのスキルを表すものではありません。

※第2号議案が原案どおり承認可決された場合に予定しているものです。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

う え の よ し ひ と
植 野 禎 仁 | 1976年4月9日生 男 性

所有する当社の株式数

0株

略歴および地位

2000年10月	第一東京弁護士会 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所
2006年6月	シカゴ大学ロースクール卒業 (LL.M.)
2007年5月	ジョージタウン大学 ローセンター卒業 (LL.M. in Taxation)
2008年3月	東京青山・青木・狛法律事務所 (現 ベーカー&マッケンジー法律事務所) 入所
2015年5月	植野法律事務所 開設 (現在)
2016年1月	日本公認会計士協会 準会員登録 (現在)
2020年12月	公益財団法人 戸田壽一・成郎育英財団 監事 (現在)
2025年8月	株式会社 S & Yカンパニー 代表取締役 (現在)

補欠の社外監査役候補者とした理由

植野禎仁氏は、経営領域における知見を有しており、また、弁護士として培われた専門的な知見を有しておりますので、社外監査役に就任した場合には、それらの知見を当社の監査体制に活かし、社外監査役としての職務を適正に遂行することができるものと判断いたしました。

重要な兼職の状況

植野法律事務所 弁護士
株式会社 S & Yカンパニー 代表取締役

- (注) 1. 植野禎仁氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 植野禎仁氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 植野禎仁氏が社外監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、植野禎仁氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額とする予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており2026年10月に更新する予定です。当該保険は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。
植野禎仁氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

事業報告

2025年4月1日から2026年3月31日まで

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、世界的なインフレの継続や中国で長引く景気不振により先行き不透明な状況で推移いたしました。加えて、年度末には中東における紛争が勃発したことにより、原油価格は急騰し、さらには供給不安にまで発展するような事態となり、日本はもとより世界景気の下振れリスクが、ますます高まっております。

このような状況下において、売上高は、豊富な受注残高を概ね納期通りに売上計上することができたことから、前期に比べ大きく増加いたしました。また、利益面でも、増収により売上利益が増益したため、各段階利益も増益となりました。当期は第12次中期経営計画の最終年度であり、目標としていた経常利益水準を上回り、初めて70億円を超えることができました。

以上により、当期の業績において、売上高及び各段階利益は5期連続で増収増益を果たしたことになり、いずれも過去最高となりました。

連結受注高

1,300億93百万円
前期比 100.9%



連結売上高

1,310億32百万円
前期比 105.4%



連結営業利益

65億13百万円
前期比 108.2%



連結経常利益

70億94百万円
前期比 108.9%

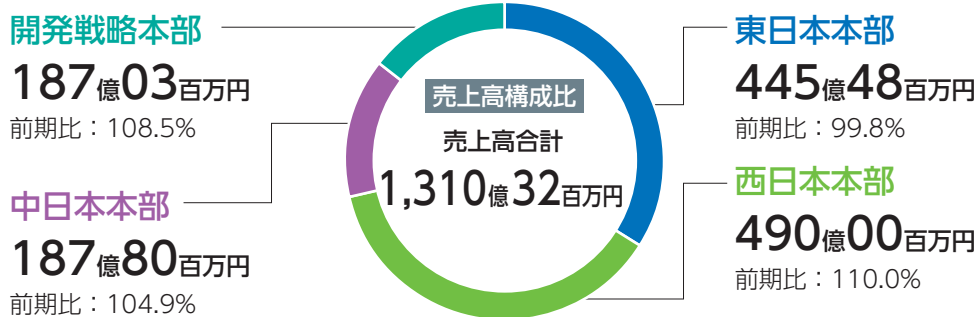


親会社株主に帰属する当期純利益

50億23百万円
前期比 107.1%



セグメント別連結売上高

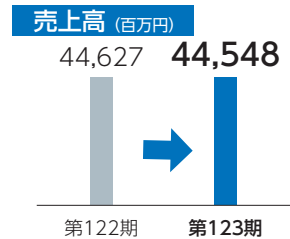


東日本本部 売上高構成比 34.0%

当本部は、北海道・東北・甲信越・関東地区が担当エリアであり、全体の売上高34.0%を占めております。

当連結会計年度は、前年度の受注残高を順調に売上計上いたしました。動伝部品の売上高につきましては、一般産業向けの部品は堅調でありましたが、自動車関連部品及び半導体製造装置関連部品が需要の減少や変化のおりを受け、前期に比べ減少いたしました。設備装置関連につきましては、一般産業機械等を堅調に売上計上しており、前期を上回る実績となりました。

この結果、本部全体の売上高は445億48百万円（前期比99.8%）となりました。

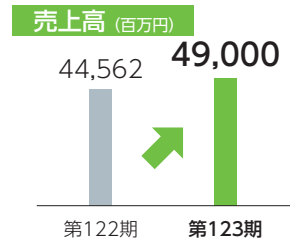


西日本本部 売上高構成比 37.4%

当本部は、北陸・関西・中国・四国・九州地区が担当エリアであり、全体の売上の37.4%を占めております。

当連結会計年度は、本部全体の受注高が引き続き増加いたしました。また、売上高につきましても、動伝部品については、総じてエリア内の各産業への需要が幅広く強かったことから、前期を堅調に上回りました。設備装置関連では、中国向けの大口設備をはじめ、その他の設備工事についても、工事進捗割合に応じた売上計上を順調にしており、前期を大きく上回りました。

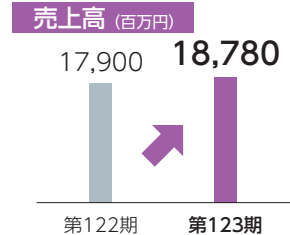
この結果、本部全体の売上高は490億0百万円（前期比110.0%）となりました。



中日本本部 売上高構成比 14.3%

当本部は、東海地区が担当エリアであり、全体の売上高の14.3%を占めております。当連結会計年度は、本部全体の受注高が引き続き増加いたしました。また、売上高につきましても、動伝部品については、重工業向けや一般産業向けを中心に前期を上回りました。設備装置関連につきましても、重工業向けや自動車関連産業向け、食品業界向け等の受注残高を確実に売上計上することで、前期を上回りました。

この結果、本部全体の売上高は187億80百万円（前期比104.9%）となりました。

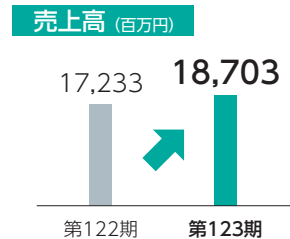


開発戦略本部 売上高構成比 14.3%

当本部は、当企業グループ全体の海外ビジネスやマテリアルビジネスを担当し、それらビジネスの拡大や制御・センシングビジネスに向けた新商品の開発にも取り組んでいる部門で、その売上高は全体の14.3%を占めております。

当連結会計年度は、中国やA S E A N各国の景気は横ばいながらも、タイや中国子会社は特定の大口案件の設備装置関連の売上があったため、前期を上回りました。その他の親会社による海外直接取引にかかるものでは、前期に比べ、設備装置関連が増加いたしました。マテリアルビジネスにつきましては、一般消費財の需要回復や新型の紅茶包装機のリリースなどにより受注高・売上高ともに前期に比べ増加しております。また、新規事業であるセンシング・画像処理ビジネスの売上高につきましては、当年度は若干減額となりました。

この結果、本部全体の売上高は187億3百万円（前期比108.5%）となりました。



2. 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は右のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	2,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	2,000百万円

3. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第120期	第121期	第122期	第123期
	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
受注高 (百万円)	114,837	124,773	128,935	130,093
売上高 (百万円)	107,963	113,503	124,323	131,032
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,667	4,000	4,691	5,023
1株当たり当期純利益 (円)	195.18	212.90	252.03	273.54
総資産 (百万円)	84,474	94,756	100,672	100,064
純資産 (百万円)	34,039	40,377	44,017	50,201
1株当たり純資産額 (円)	1,798.91	2,135.89	2,382.17	2,717.46

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区分	第120期	第121期	第122期	第123期
	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
受注高 (百万円)	107,589	115,790	121,509	122,688
売上高 (百万円)	101,628	104,761	117,575	123,181
当期純利益 (百万円)	3,373	3,970	4,567	4,937
1株当たり当期純利益 (円)	179.52	211.29	245.36	268.84
総資産 (百万円)	82,019	92,707	98,006	99,465
純資産 (百万円)	30,722	36,660	40,004	45,654
1株当たり純資産額 (円)	1,634.81	1,950.99	2,178.86	2,485.39

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため、第120期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
3. 当社は、役員株式交付信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定する上で、自己株式に含めております。

4. 対処すべき課題

当企業グループは、2023年度から2025年度までの3カ年を対象とする中期経営計画『ATOM2025』において、持続的な企業価値向上のための経営指標としてROEを重要視し、経常利益の増加を目標として掲げてまいりました。最終年度となる2025年度は、積極的な販売子会社との連携による顧客深耕および商品開拓を推進した結果、連結売上高は前年度を上回り過去最高の結果となりました。

成長投資や省人化・自動化需要の拡大、AI・ロボット関連の技術発展を追い風に、設備・インフラ需要は拡大基調にあります。一方で、地政学的・資源高・労働力不足等の外部脅威も顕在化しており、戦略分野など勝ち筋のある領域に資源を集中し、提供価値の高度化と人材・組織基盤の強化が不可欠となっております。

新たな3カ年を対象とした中期経営計画『ATOM2028』の初年度となる2026年度は、このような外部環境の変化を背景とした社会課題の解決に向けて適切に取り組むとともに、強靱な収益基盤の構築と財務戦略の高度化を目指し、持続的な成長を実現してまいります。

(1) 事業領域の価値向上

当企業グループは、3つの強み（①提案人材、②ワンストップ体制、③取引基盤）の相互作用による競争優位性「エンジニアリング×ソリューション」を確立しております。顧客の潜在課題の具体化から導入後の運用まで一気通貫で提供し、受注の拡大と収益安定化を図っております。既存領域で収益基盤を確実に伸ばしつつ、外部環境の変化を捉えた新商品開発・仕入先開拓の拡大による商品力の拡充と、保全・メンテナンスまで含む総合ソリューションを進めてまいります。成長分野を中心に、重点プロダクトラインを強化すべく、既存の商材に加え、需要拡大が見込まれる領域の関連部品・機器・ソフトまで取り込み、提供価値の幅を拡大してまいります。

(2) 資本構成の最適化と株主還元強化

企業価値向上につながる次世代に向けた投資とステークホルダーへの還元の側面から成長投資戦略を推進してまいります。ROE12%以上の実現を見据え、人的資本の充実を中心としたオーガニック（内部成長）投資と成長ドライバーとなるインオーガニック（外部成長）投資を推進してまいります。ステークホルダーへの還元として株主還元強化に向けて、業績変動や株価による影響を最小限に抑えるべくDOEを配当方針に取り入れ、機動的な自己株式取得を実施してまいります。

(3) ESG経営の深化

DXへの投資、サステナビリティ商材の拡充、サプライチェーンの強靱化をはじめ人的資本への投資を推し進めることによりESG経営を着実に深化させてまいります。DXに対応した人材を含め、事業成長に資する高い専門性と技術力向上を重視した人材を、採用と育成の両面から確保していくことが重要であると考え、経験者採用や新卒の通年採用など採用方法の多角化に取り組んでまいります。環境負荷低減への貢献やコーポレートガバナンスの維持向上はもとより、『ATOM2028』の人材目標である人的資本への積極投資に向けて、個、組織、働く基盤、それぞれへの投資を加速させ、価値創造を生み出す人材を持続的に輩出してまいります。

資本コストや株価を意識し、3つの基本戦略により競争優位性を生み出す強みをさらに磨き上げ、「稼ぐ力」の拡大と資本効率の向上により、企業価値の最大化を目指してまいります。加えて、経営を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、機械と技術の総合商社として、社会に対し価値を提供すべく変革と進化を続け、産業界の未来価値創造に貢献してまいります。

5. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ツバコー・ケー・アイ	40	100	各種伝動機器、設備装置等の販売
株式会社ツバコー・エス・ケー	10	100	各種伝動機器、設備装置等の販売

重要な子会社2社を含む連結子会社は15社、持分法適用会社は4社であります。

なお、当連結会計年度における連結決算の概要は、「I 企業集団の現況に関する事項 1. 事業の経過およびその成果」ならびに「I 企業集団の現況に関する事項 3. 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

Ⅱ 会社役員に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役に関する状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	椿 本 哲 也	CEO
取締役社長 (代表取締役)	香 田 昌 司	COO 兼 海外事業統括
取締役専務執行役員	春 日 部 博	管理総括 兼 内部監査担当 兼 広報担当 兼 サステナビリティ担当 兼 内部統制担当 兼 リスクマネジメント担当 兼 コンプライアンス担当
取締役専務執行役員	藤 重 卓 一	営業総括 兼 開発戦略総括 兼 開発戦略本部長 兼 技術室担当
取 締 役	二 宮 秀 樹	早駒運輸株式会社 代表取締役専務 早駒商事株式会社 代表取締役社長 早駒マリンサービス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	安 原 由 美 子	竹山法律事務所 弁護士
取 締 役	山 本 直 道	山本直道法律事務所 代表弁護士 山本直道公認会計士事務所 代表
監 査 役 (常 勤)	大 河 原 治	
監 査 役 (常 勤)	山 野 慎 一 郎	
監 査 役 (常 勤)	小 林 均	
監 査 役	山 本 哲 也	

- (注) 1. 取締役 二宮秀樹氏、取締役 安原由美子氏および取締役 山本直道氏は、社外取締役であります。
 なお、当社は各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 小林均氏および監査役 山本哲也氏は社外監査役であります。
3. 監査役 山野慎一郎氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 小林均氏は、長年にわたり株式会社椿本チエインの経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社では、取締役会の意思決定の充実および迅速化ならびに業務執行・監督機能強化を目的として、2007年6月28日より執行役員制度を導入しております。執行役員は15名であり、取締役兼執行役員2名のほか、以下13名で構成されております。

地	位	氏	名	職名および重要な兼職の状況
専務	執行役員	山田	正行	西日本本部長（施工管理担当）
常務	執行役員	山村	純一郎	開発戦略本部 副本部長（テクノマテBD担当）
常務	執行役員	額	准志	経営戦略本部長 兼 広報室長
常務	執行役員	磯部	好伸	中日本本部長（施工管理担当）
常務	執行役員	藤井	誠人	管理本部長 兼 広報担当補佐
常務	執行役員	森	健司	東日本本部長（施工管理担当）
執行	役員	廣政	徹也	西日本本部 副本部長
執行	役員	今西	由美子	購買部長
執行	役員	橋本	房生	西日本本部 西日本営業本部長
執行	役員	中江	嘉久	中日本本部 副本部長
執行	役員	小出	正弘	管理本部 副本部長（人事担当） 兼 人事総務部長
執行	役員	富	一彦	法務・審査担当 兼 法務・審査室長
執行	役員	阿部	英樹	東日本本部 東日本営業本部長 兼 横浜支店長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る役員報酬等の総額等

区 分	支給 人員	報酬等の種類別の額			計	摘 要
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬		
取 締 役	7名	184百万円	69百万円	20百万円	275百万円	うち社外 5名、46百万円 (基本報酬のみ)
監 査 役	4名	63百万円	-	-	63百万円	
合 計	11名	248百万円	69百万円	20百万円	339百万円	

- (注) 1. 取締役(社外取締役を除く)に対して業績連動報酬を支給しております。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結経常利益の計上額であり、これが20億円未満である場合は業績連動報酬を支給いたしません。当該指標を選定した理由は、当企業グループの業績を反映したものであり、株主総会で報告されていること、業績の目標値として社外公表しており、経営目標達成度がステークホルダーにもわかりやすいこと、決算時に簡単にかつ正確に測定でき、恣意性を排除できることであります。業績連動報酬の額は、役位、在位期間による係数を用いて算定しております。なお、当事業年度における連結経常利益の実績は70億94百万円であります。
2. 非金銭報酬として取締役(社外取締役を除く)に対して株式報酬を支給しております。当該株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当該信託が一定の要件を満たす当社取締役に対し、当社株式を交付するものであります。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、取締役の退任時であります。当該信託が保有する当社の株式数は、243,200株であります。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2016年6月29日開催の第113回定時株主総会において年額312百万円以内（使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額は含まず、かつ社外取締役については年額18百万円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）であります。

なお、社外取締役1名増員に伴い、2022年6月29日開催の第119回定時株主総会で社外取締役の報酬限度額を年額30百万円以内と改定決議しております。当該株主総会終結時点の社外取締役の員数は3名であります。また当該報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第117回定時株主総会において、株式報酬の額を当初対象期間の3事業年度（2020年度～2022年度）分、合計180百万円を上限とした金銭を信託拠出する旨を決議しております。なお、この決議においては、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長することができ、当該延長分の対象期間の事業年度数に60百万円を乗じた金額を上限とする金銭を追加拠出できるとしております。ただし、社外取締役は拠出対象外としております。当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は4名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第113回定時株主総会決議において年額84百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、取締役の報酬等は、その客観性が確保され、各人の役割と責任に値する報酬額となるようにしております。その概要は、取締役会において決議しております。取締役の報酬等の決定については、年額の報酬限度額を株主総会で決議することとし、報酬は、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成され、取締役（社外取締役を除く）の報酬割合は、基本報酬60%、業績連動報酬30%、株式報酬10%を目安としております。社外取締役は基本報酬のみとしております。取締役の報酬制度や報酬水準については、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、任意に設置した指名・報酬委員会から答申を受け、取締役会の決議により決定しております。指名・報酬委員会は、取締役の個人別の基本報酬額に加え、業績連動報酬額および株式報酬の内容が、あらかじめ定めている支給算定式に正しく合致しているか等について審議しております。なお、指名・報酬委員会は、社外取締役である二宮秀樹氏が委員長を務め、委員として社外取締役である山本直道氏、当社代表取締役である椿本哲也氏により構成されております。当事業年度に係る各取締役の報酬につきましては、指名・報酬委員会より各取締役の報酬額（基本報酬・業績連動報酬・株式報酬）の決定について妥当である旨の答申を得ており、取締役会もその答申を尊重し当該方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役 二宮秀樹氏は、早駒運輸株式会社の代表取締役専務を、また、早駒商事株式会社および早駒マリンサービス株式会社の代表取締役社長を兼職しております。

なお、当社と当該法人との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

社外取締役 安原由美子氏は、竹山法律事務所の弁護士を兼職しております。

なお、当社と当該事務所との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

社外取締役 山本直道氏は山本直道法律事務所の代表弁護士を、また、山本直道公認会計士事務所の代表を兼職しております。

なお、当社と当該事務所との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	二宮秀樹	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社取締役の新任および再任を事前に審査し、また当社取締役および委任型執行役員の報酬制度および水準について審査する指名・報酬委員会の委員長を務め、独立した客観的な立場から経営陣の監督に務めております。
社外取締役	安原由美子	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	山本直道	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、当社取締役の新任および再任を事前に審査し、また当社取締役および委任型執行役員の報酬制度および水準について審査する指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から経営陣の監督に務めております。
社外監査役	小林均	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち14回全てに出席し、主に経理・財務分野に対する専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	山本哲也	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	100,064	負 債 の 部	49,863
流 動 資 産	77,117	流 動 負 債	44,197
現金及び預金	24,100	買掛金	24,644
受取手形、売掛金及び契約資産	33,265	電子記録債務	11,053
電子記録債権	13,014	未払法人税等	1,414
商品及び製品	2,315	前受金	5,851
仕掛品	955	役員賞与引当金	15
その他	3,643	工事損失引当金	20
貸倒引当金	△176	その他	1,198
固 定 資 産	22,947	固 定 負 債	5,665
有 形 固 定 資 産	2,199	役員株式給付引当金	245
建物	1,447	退職給付に係る負債	1,630
減価償却累計額	△537	長期未払金	199
機械装置及び運搬具	459	繰延税金負債	3,367
減価償却累計額	△372	その他	222
工具、器具及び備品	776	純 資 産 の 部	50,201
減価償却累計額	△472	株 主 資 本	39,585
土地	830	資本金	2,945
リース資産	215	資本剰余金	1,944
減価償却累計額	△152	利益剰余金	36,129
建設仮勘定	5	自己株式	△1,434
無 形 固 定 資 産	484	その他の包括利益累計額	10,331
投 資 其 他 の 資 産	20,263	その他有価証券評価差額金	9,909
投資有価証券	18,952	繰延ヘッジ損益	△34
退職給付に係る資産	17	為替換算調整勘定	311
繰延税金資産	23	退職給付に係る調整累計額	144
その他	1,489	非支配株主持分	283
貸倒引当金	△218	負 債 及 び 純 資 産 合 計	100,064
資 産 合 計	100,064		

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	131,032
売上原価	110,842
売上総利益	20,190
販売費及び一般管理費	13,677
営業利益	6,513
営業外収益	
受取利息	63
受取配当金	585
その他	29
6,597	679
営業外費用	
支払利息	8
持分法による投資損失	59
支払手数料	6
支払保証料	11
為替差損	3
その他	7
97	97
経常利益	7,094
特別利益	
投資有価証券売却益	589
589	589
特別損失	
投資有価証券売却損	161
投資有価証券評価損	66
固定資産除売却損	7
235	235
税金等調整前当期純利益	7,448
法人税、住民税及び事業税	2,439
法人税等調整額	△7
2,432	2,432
当期純利益	5,016
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△7
親会社株主に帰属する当期純利益	5,023

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	99,465	負 債 の 部	53,811
流 動 資 産	78,312	流 動 負 債	48,358
現金及び預金	21,530	電子記録債務	11,044
受取手形	399	買掛金	24,753
電子記録債権	10,836	未払金	717
売掛金及び契約資産	39,657	未払法人税等	1,040
商品及び製品	1,620	前受金	5,326
仕掛品	952	預り金	5,383
前渡金	2,183	工事損失引当金	20
その他	1,220	その他	71
貸倒引当金	△87		
固 定 資 産	21,153	固 定 負 債	5,453
有 形 固 定 資 産	2,051	役員株式給付引当金	245
建物	1,312	退職給付引当金	1,765
減価償却累計額	△459	長期未払金	199
機械	389	長期預り金	194
減価償却累計額	△309	繰延税金負債	3,042
車両運搬具	5	リース債務	6
減価償却累計額	△3		
工具、器具及び備品	656	純 資 産 の 部	45,654
減価償却累計額	△384	株 主 資 本	36,541
土地	829	資本金	2,945
リース資産	27	資本剰余金	1,950
減価償却累計額	△18	資本準備金	750
建設仮勘定	5	その他資本剰余金	1,200
無 形 固 定 資 産	484	資本金及び資本準備金減少差益	878
ソフトウェア	451	自己株式処分差益	321
その他	32	利 益 剰 余 金	33,079
投 資 そ の 他 の 資 産	18,617	その他利益剰余金	33,079
投資有価証券	16,995	別途積立金	28,410
関係会社株式	409	繰越利益剰余金	4,669
関係会社出資金	61	自 己 株 式	△1,434
その他	1,352	評 価 ・ 換 算 差 額 等	9,112
貸倒引当金	△201	その他有価証券評価差額金	9,147
資 産 合 計	99,465	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△34
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	99,465

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		123,181
売 上 原 価		108,120
売 上 総 利 益		15,060
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,631
営 業 利 益		4,429
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	57	
受 取 配 当 金	1,657	
雑 収 入	205	1,920
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13	
支 払 手 数 料	6	
支 払 保 証 料	6	
雑 損 失	2	29
経 常 利 益		6,319
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	589	589
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	161	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	66	
固 定 資 産 除 売 却 損	7	235
税 引 前 当 期 純 利 益		6,673
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,748	
法 人 税 等 調 整 額	△12	1,736
当 期 純 利 益		4,937

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

橋本興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 豊
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 芳範
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、橋本興業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、橋本興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

樫本興業株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 浅野 豊
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西 芳範
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、樫本興業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第123期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、重点監査項目、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画、重点監査項目、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門、その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、社外取締役と意思疎通を図り、コーポレートガバナンスの強化等について意見交換を行いました。子会社については、重要な会議に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等から、その構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

椿本興業株式会社 監査役会

常勤監査役 大河原 治 ⑩

常勤監査役 山 野 慎一郎 ⑩

常勤監査役
(社外監査役) 小 林 均 ⑩

監 査 役
(社外監査役) 山 本 哲 也 ⑩

以 上

株主総会会場ご案内図



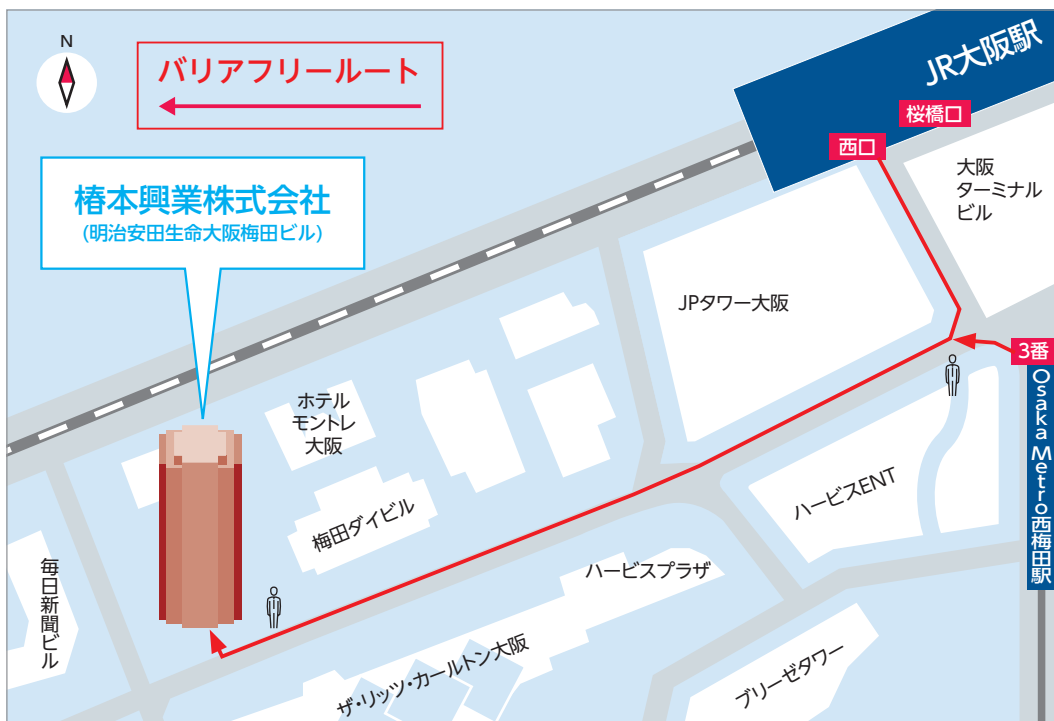
日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）



場所

大阪市北区梅田三丁目3番20号
明治安田生命大阪梅田ビル
3階 当社会議室
☎ 06-4795-8800（代表）



車いすをご利用されるなどお身体が不自由な方は上記バリアフリールートを参考に会場へお越しください。



交通のご案内

JR大阪駅（桜橋口・西口 出口） 徒歩 約7分

Osaka Metro西梅田駅（3番 出口） 徒歩 約5分



地下通路に案内係員を
配置しております



その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

- 主要な事業内容
- 主要な事業所
- 従業員の状況
- 主要な借入先
- 会社の株式に関する事項
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況

連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

第123期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を株主様に一律でご送付しております。

事業報告

I 企業集団の現況に関する事項

1. 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当企業グループは機械と技術の総合商社として、各種伝動機器、設備装置、産業資材その他の販売を主な事業とし、これに付帯する事業も営んでおります。

セグメント	担当エリア	取扱商品
東日本本部	北海道・東北・甲信越・関東地区、および同地区関係会社	国内における各種伝動機器、設備装置の取扱商品全般
西日本本部	北陸・関西・中国・四国・九州地区、および同地区関係会社	
中日本本部	東海地区、および同地区関係会社	
開発戦略本部	海外、海外子会社、および新商品開発部門	海外における各種伝動機器、設備装置の取扱商品全般、ならびに、産業資材の取扱商品全般、および新商品

2. 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

(1) 当社

名称	所在地
大阪本社 (本店)	大阪市北区梅田三丁目3番20号
東京本社	東京都港区港南二丁目16番2号
名古屋支店	名古屋市西区牛島町6番1号
横浜支店	横浜市西区北幸二丁目15番10号
営業所	札幌市、仙台市、新潟市、宇都宮市、水戸市、静岡市、浜松市、安城市、四日市市、金沢市、神戸市、高松市、岡山市、広島市、福岡市

(2) 主要な子会社

① 国内

名 称	所 在 地
ツバコー北日本株式会社	宮城県 仙台市
ツバコー北陸販売株式会社	新潟県 新潟市
ツバコー北関東株式会社	栃木県 宇都宮市
ツバコー西関東株式会社	埼玉県 川越市
ツバコー東関東株式会社	千葉県 千葉市
株式会社ツバコー・ケー・アイ	神奈川県 横浜市
ツバコー東海株式会社	愛知県 安城市
株式会社ツバコー・エス・ケー	京都府 京都市
ツバコー関西株式会社	兵庫県 西宮市
ツバコー四国株式会社	香川県 高松市
ツバコー・ウエスト株式会社	広島県 広島市
ツバコー九州株式会社	福岡県 福岡市

② 海外

名 称	所 在 地
TSUBACO SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
TSUBACO KTE CO., LTD.	タイ
上海椿本商貿有限公司	中国

3. 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

当企業グループの従業員は808名(前年比16名増)であり、セグメント別に表すと以下のとおりであります。
なお、当社の従業員は568名(前年比14名増)であります。

セグメント	従業員数(名)
東日本本部	233
西日本本部	196
中日本本部	107
開発戦略本部	132
全社(共通)	140
合計	808

(注) 全社(共通)は特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している従業員数であります。

4. 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	48,000,000株
(2) 発行済株式の総数	19,493,907株 (自己株式 881,508株を含む)
(3) 株主総数	17,261名
(4) 大株主の状況 (上位10名)	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社 椿本チエイン	2,014	10.82
太陽生命保険株式会社	1,636	8.79
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	1,272	6.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,098	5.90
光通信KK投資事業有限責任組合 無限責任組合員光通信株式会社	793	4.26
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	520	2.80
日本生命保険相互会社	453	2.44
株式会社三井住友銀行	431	2.32
株式会社三菱UFJ銀行	426	2.29
ツバコー従業員持株会	327	1.76

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (881,508株) を控除して計算しております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数のうち243,200株については、当社の役員株式交付信託の信託財産として保有する株式であります。

III 会社の新株予約権等に関する事項 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

Ⅳ 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠が適切であるかを検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の主要な子会社のうち、海外子会社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は会計監査人の再任について、会計監査人の適格性、独立性および職務の遂行状況等に留意し、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、毎期会計監査人の評価を行います。

その結果、解任または不再任が妥当と判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

V 業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理規定、コンプライアンス規定をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を当社および当社グループ会社（以下「当社グループ」という）の取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ② 当社は、コンプライアンス担当取締役を任命し、その所管するコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの取り組みをグループ横断的に統括する。
- ③ 当社の代表取締役社長の下に内部監査部門（リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、内部統制委員会および内部監査室）を設置し、当社グループの各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について監査し、その結果を、監査を実施した当社グループ会社の代表取締役社長に報告するとともに、重要と判断された事項については、当社の代表取締役・取締役会・監査役会へ報告する。
- ④ 当社グループにコンプライアンス上の問題が発見された場合には、速やかにコンプライアンス委員会に報告される体制とし、同委員会はそれ等の内容に応じ、当社の代表取締役・経営会議・取締役会・執行役員会・監査役会等へ報告するとともに、所定の手続を経て再発防止策を実施する。
- ⑤ コンプライアンス委員会と人事部門は連携して、当社グループの取締役および従業員に対するコンプライアンスに係わる研修・教育を行うとともに、法令上疑義ある行為等について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置・運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき、管理部門を管掌する取締役を統括責任者に任命し、文書管理規定および情報保護管理規則にて職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存・管理する。

取締役および監査役は、文書管理規定により常時これ等の文書等を閲覧できるものとする。

また、当社グループ会社は、当社の文書管理規定、情報保護管理規則を準用し、当社と同水準の情報管理水準を自社で維持するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの多岐にわたる事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため、当社グループのリスクマネジメント規定を制定し、リスクマネジメント委員会によりグループ横断的な管理体制とし、事業損失の極小化をはかる。
- ② この管理体制の下での、具体的なリスクの管理とそれへの対応は、次のとおりとする。
 - (i) コンプライアンス、災害、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、グループ横断的なリスク状況の監視および対応は、コンプライアンス委員会が行うものとする。
 - (ii) コンプライアンス委員会と内部監査室は、経理部門等との連携により当社グループのリスク管理状況を把握し、必要に応じリスクマネジメント委員会等へ報告するとともに、所定の手続を経てリスク管理体制の改善策および発生したリスクへの対応策等を実施する。
 - (iii) 気候変動・人的資本・多様性等、サステナビリティに関連するリスクについては、サステナビリティ推進委員会が特定・評価し、取締役会・経営会議に報告の上、リスクマネジメント委員会と連携してリスクへの対応を行うものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、以下の経営管理システムを用いて、各社が定めた職務権限・意思決定ルールの下で、取締役の職務の執行の効率化をはかる。

- ① 当社の経営会議による代表取締役社長の業務執行に係る重要な意思決定の補佐
- ② 取締役会による中長期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ③ 取締役会および当社の執行役員会による月次業績等のレビューと改善策の実施

なお、当社グループ会社においては、関係会社管理・運営規定を定め、取締役の職務の執行の効率化をはかる。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社の経営状態の把握と指導および育成を推進し、当社グループの経営効率化をはかるため関係会社管理・運営規定を定め、当社グループ会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、コンプライアンス委員会は経理部門、人事部門等と連携してこれらを横断的に推進し、管理する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項等

当社の監査役会は、管理部門を管掌する取締役に求めて直接管理部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役会より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

なお、当該従業員の考課、異動等を行う際には、監査役会の事前同意を得るものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役または従業員が監査役あるいは監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、当社の管理部門を管掌する取締役と監査役会との協議により決定する。
- ② 監査役あるいは監査役会へ報告を行った当社グループの取締役または従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および従業員に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役以下の各取締役は、監査役の重要な会議への出席、監査役への報告等監査業務の遂行が円滑に行われるための環境を整備するとともに、代表取締役社長は監査役会との定期的な会合を持って、監査上の重要課題等について意見交換をする。
- ② 監査役は、内部監査部門と連携をはかり情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- ③ 監査役がその職務執行について、当社に対し必要な費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用を速やかに処理するものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経営者の定めた「財務報告に係る内部統制を実施するための基本方針」に基づいて内部統制システムを整備・運用し、内部統制委員会を設置して、有効な内部統制の維持と改善および適正な評価を行っていくものとする。

(10) 反社会的勢力の排除へ向けた対応

当社グループは、企業倫理規定により、反社会的な勢力に対し毅然とした態度で対応し、経済的利益等は供与しない旨を明確にし、対応部署の設定と外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集と管理等に係る体制を整備して、こうした勢力との関係を遮断し、被害を防止するものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに対する取り組みの状況

- ① 当社グループの役員および社員に対し、「コンプライアンス・カード」や「Mission Statement Card」を配布し、携帯させることにより、日頃からコンプライアンスの基本事項や社是を再確認する機会をつくり、その周知徹底をはかっております。更に年2回のコンプライアンス・デーによる意識付けと、階層別コンプライアンス研修やコンプライアンスに関する注意事項の掲示等の施策により、全社的なコンプライアンス意識の向上をはかっております。
また、内部監査部門は、当社グループ各部門内のコンプライアンス状況のヒアリングを行い、その内容を踏まえ、必要な対応を行っております。
- ② 当社内外を窓口とする内部通報制度を設けており、内部通報制度に関する規定に基づきコンプライアンスに関する相談・通報を受け付けることにより、コンプライアンス問題の予防、早期発見およびその解決をはかっております。

(2) 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

- ① 管理総括役員を委員長とするリスクマネジメント委員会において、当社グループの多岐にわたる事業上のリスクを横断的に管理しております。当事業年度において、リスクマネジメント委員会を1回実施し、「コンプライアンス」「取引」「重要なリスク」等の諸問題に対して確認、対応を行っております。
- ② コンプライアンス委員会と内部監査室は経理部等と連携の上、当社グループのリスク状況の把握・監視等を行うこととしており、部門別を実施する業務点検においてリスク責任者・管理者に対し、部門内のリスク状況をヒアリングし、部門内で改善できるところは改善を指示し、その後のフォローを実施しております。また、全社的なリスクについては、リスクマネジメント委員会に報告し、適切な対応を行っております。
- ③ 気候変動・人的資本・多様性等、サステナビリティに関連するリスクについてはサステナビリティ推進委員会が対応を行っております。

(3) 取締役の職務執行の効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成され、原則として毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各議案に関する審議・業務執行の状況等の監督を実施しており、当事業年度において取締役会を計13回開催いたしました。また、当社では取締役会の意思決定の充実および迅速化ならびに業務執行・監督機能強化をはかるため、執行役員制度を導入しており、当事業年度において、執行役員会を計14回開催いたしました。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組みの状況

グループ会社の経営管理を含む管理については、関係会社管理・運営規定に基づき、所定の事前承認・報告事項について、子会社から事前に申請または報告を受けております。

(5) 監査役監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

① 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

専従の監査役を補佐する使用人は任命しておりませんが、必要に応じて直接管理部門等の使用人に指示し、適宜説明を受け、また資料の提供を受けております。

② 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

内部監査の実施状況や内部通報状況については適宜速やかに報告を受けております。

③ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

取締役会に加え、執行役員会、内部統制委員会、リスクマネジメント委員会、その他営業部門や管理部門の重要会議への出席の機会が確保されており、各監査役は必要に応じて出席し情報収集や意見表明しております。

代表取締役社長との定期的な意見交換を行うほか、会計監査人の監査の報告を半期ごとに受けるほか意見交換会等を、また社外取締役と定期的な意見交換会を実施し活発に意見を交換しております。その他管理部門、内部監査室、法務・審査室と定期連絡会を開催いたしました。監査役は、中間期末に子会社の各監査役から適宜監査結果報告を受けるほか、決算期末には、監査役と子会社監査役で構成する監査結果報告会を開催し情報を共有いたしました。

当事業年度において、年間の監査計画に基づき監査を実施するにあたって予算が不足する事態は生じませんでした。

(6) 財務報告に係る内部統制に対する取り組みの状況

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制委員会は、内部統制システムの整備、運用および評価に関する計画に基づき財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しており、当事業年度において内部統制委員会を計3回開催いたしました。

(7) 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

当社グループでは、企業倫理規定を定めており、この規定に沿った業務の運用を徹底しており、部門別に実施する業務点検において、その運用状況の確認をしております。

また、人事総務部が対応部署として、外部専門機関との連携や情報交換を随時実施しております。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,945	1,944	32,688	△1,444	36,134
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,582		△1,582
親会社株主に帰属する当期純利益			5,023		5,023
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				11	11
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,441	9	3,451
当 期 末 残 高	2,945	1,944	36,129	△1,434	39,585

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	7,323	1	286	△8	7,602	280	44,017
当連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△1,582
親会社株主に帰属する当期純利益							5,023
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							11
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,585	△35	25	153	2,729	3	2,732
当連結会計年度中の変動額合計	2,585	△35	25	153	2,729	3	6,184
当 期 末 残 高	9,909	△34	311	144	10,331	283	50,201

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 15社

- ・ 主要な連結子会社の名称
株式会社ツバコー・ケー・アイ
株式会社ツバコー・エス・ケー

(2) 非連結子会社の数 4社

- ・ TSUBACO (HONG KONG)CO.,LTD.
- ・ TSUBACO KOREA CO.,LTD.
- ・ PT. TSUBACO INDONESIA
- ・ TSUBACO VIETNAM CO.,LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

当該4社の合計の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 4社

- ・ TSUBACO (HONG KONG) CO.,LTD.
- ・ TSUBACO KOREA CO.,LTD.
- ・ PT. TSUBACO INDONESIA
- ・ TSUBACO VIETNAM CO.,LTD.

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち TSUBACO SINGAPORE PTE.LTD.、TSUBACO KTE CO.,LTD.、上海椿本商貿有限公司の決算日は2025年12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、2026年1月1日から2026年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

- ・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a 商品及び製品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～47年
機械装置及び運搬具	5年～12年
工具、器具及び備品	2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

- ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、長期末収入金を含む貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

子会社の役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事にかかる将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事契約について、その損失見込額を計上することとしております。

④ 役員株式給付引当金

当社の取締役（社外取締役は除く）および取締役を兼務しない執行役員への当社株式の交付または金銭の給付に備えるため、役員株式給付信託に関する株式交付規定に基づき当連結会計年度における交付見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当企業グループは、主に機械部品の販売を行う動伝事業、搬送設備等の自動化・省力化・環境対応化商品やその付帯サービスの販売を行う設備装置事業、各種不織布およびその加工品や製造機械の販売を行う産業資材事業を行っております。

商品及び製品の販売にかかる収益は、顧客との契約における履行義務を充足した時点で認識しております。ただし、国内の販売について出荷時から顧客による検収までの期間が通常の間である場合においては、出荷時に収益を認識しております。なお、当企業グループが商品及び製品の販売について代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比列すると判断しているため、発生した原価の累計額が工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段およびヘッジ対象

為替予約取引(外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引)

③ ヘッジ方針

外貨建取引については為替リスクをヘッジする方針であり、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を直接結び付けて判定しております。

⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

リスク管理は取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経理部にて行っております。

2. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

当企業グループは、営業拠点所在地を中心とした販売エリアで区分しており、販売エリアを国内3エリア（地区）に区分し、東日本本部、西日本本部、中日本本部として管理をしております。さらに、海外エリア全体については開発戦略事業と位置付け、産業資材事業および新商品開発部門を加えた包括的な戦略事業として開発戦略本部としております。

各本部における一時点で移転される財またはサービスの売上高は、東日本本部32,132百万円、西日本本部29,427百万円、中日本本部16,400百万円、開発戦略本部18,428百万円であります。

また、一定の期間にわたり移転される財またはサービスの売上高は、東日本本部12,416百万円、西日本本部19,572百万円、中日本本部2,379百万円、開発戦略本部275百万円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当企業グループの各事業における履行義務に関する情報につきましては、「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

契約資産は、主に工事契約において、進捗度の測定に基づき認識した収益の対価に対する権利であり、期首残高は5,059百万円、期末残高は9,665百万円であります。

契約負債は、顧客からの前受金であり、期首残高は7,399百万円、期末残高は5,851百万円であります。また、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は3,740百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、33,822百万円であります。

当該残存履行義務は当連結会計年度末から起算して、概ね4年以内に完了し、収益として認識される見込みです。

なお、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、実務上の便法を適用し、注記の対象に含めておりません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・進捗度に基づく売上高23,921百万円（当連結会計年度末までに完成した工事を除く）。

なお、当連結会計年度末までに完成した工事を含めた金額は、34,644百万円であります。

4. 追加情報

(株式報酬制度「役員株式交付信託」)

当社は、当社の取締役（社外取締役は除く）および取締役を兼務しない執行役員（以下「取締役等」という）を対象とした株式報酬制度「役員株式交付信託」（以下「本制度」という）を導入しております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）に準じております。

① 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度であります。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、取締役等の退任時であります。

② 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。

当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は、287百万円、株式数は243,200株であります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	457百万円
売掛金	23,141百万円
契約資産	9,665百万円

2. 保証債務

為替予約	
TSUBACO VIETNAM CO.,LTD.	4百万円

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	2,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	2,000百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当期末 株式数 (株)
普通株式	19,493,907	—	—	19,493,907

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当期末 株式数 (株)
普通株式	1,133,768	640	9,700	1,124,708

(注) 普通株式の自己株式の株式数には、役員株式交付信託が保有する当社株式(当連結会計年度末243,200株)が含まれております。

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 640株

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

役員株式交付信託からの給付による減少 9,700株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,209	65.00	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	372	20.00	2025年9月30日	2025年12月2日

- (注) 1 2025年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金16百万円が含まれております。
- 2 2025年6月27日定時株主総会決議による1株当たり配当額65.00円には、特別配当10.00円が含まれております。
- 3 2025年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、役員株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月26日開催予定の第123回定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	1,302	利益剰余金	70.00	2026年3月31日	2026年6月29日

- (注) 1 2026年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金17百万円が含まれております。
- 2 2026年6月26日定時株主総会決議による1株当たり配当額70.00円には、記念配当10.00円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、資金運用については一時的な余資は安全性の高い短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については事業計画、設備投資計画に基づいた必要運転資金を主に自己資金でまかなっております。デリバティブは、為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金ならびに電子記録債権は、1年以内の支払期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部の営業債権には、外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則としてその全額について先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に取引先企業との取引関係緊密化のための株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金ならびに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、その一部の営業債務には、外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則としてその全額について先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスクの管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当企業グループは、審査規定に従い、営業債権について、各販売先別にその業容、資力に応じた与信設定を行うとともに、必要に応じ預り保証金の入手を行うほか、年1回必ずその見直しを実行し、信用状態の継続的な把握を行う体制としております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社および在外子会社は、外貨建ての営業債権債務について、個別契約ごとに原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替の状況により、予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権債務に対する先物為替予約を行っております。

投資有価証券は、毎月、時価を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経理部において集中管理しております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社は、各部署からの報告に基づき毎月、経理部が資金計画を作成・更新し、資金会議での審議を経て経理部長がこれを総合し、経理担当役員を経由して取締役会に報告することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当期の連結決算日である2026年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額254百万円）は、「其他有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似であるものであることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	18,697	18,697	—
(2) デリバティブ取引（※1,2）	(49)	(49)	—

※1 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下のレベルに分類しております。

レベル1 の時価 : 同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価 : レベル1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

・デリバティブ取引

時価は取引金融機関から提示された公正価値を使用しているため、レベル2の時価に分類しております。なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金および買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金および当該買掛金の時価に含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,717円46銭
2. 1株当たり当期純利益	273円54銭

(注) 当社は、役員株式交付信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該自己の期末株式数は 243,200 株、期中平均株式数は 246,183 株であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

(従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分)

当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）を導入し、本制度に基づき、下記のとおり、ツバコー従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年10月8日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 88,000株（注）
(3) 処分価格	1株につき 2,920円
(4) 処分総額	256,960,000円（注）
(5) 処分方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記（2）に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分する株式の数となります。）。 （ツバコー従業員持株会 88,000株） なお、各対象従業員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申し込みは受け付けません。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

(注) 「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社及び当社子会社の従業員800名に対して、それぞれ当社普通株式110株を譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）の数（最大800名）に応じて確定します。具体的には、上記（5）に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。なお、当社又は当社子会社は、各対象従業員に対して一律に金銭債権321,200円を支給し、当社は、本持株会を通じて各対象従業員に対して一律に110株を割り当てます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、本持株会に加入する当社及び当社子会社の従業員（非居住者である者を除く。）のうち、対象従業員に対し、対象従業員の福利厚生の増進策として、本持株会を通じて、当社が発行又は処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得させる機会を創出することによって、対象従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的とした本制度を導入することを決議しました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度においては、当社及び当社子会社から対象従業員に対し、1名につき110株を譲渡制限付株式として付与するための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給され、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当該普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象従業員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

当社及び本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。また、対象従業員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

なお、対象従業員は、譲渡制限が解除されるまでの間、本持株会に係る持株会規約（以下「本持株会規約」といいます。）（注）に基づき、本持株会に拠出した金銭債権に応じて対象従業員が保有することとなる譲渡制限付株式に係る対象従業員の有する会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」又は「RS持分」といいます。）について、引き出すことを制限されることとなります。

（注）本持株会は、本自己株式処分に係る取締役会決議後速やかに開催される本持株会の理事会において、本自己株式処分を受けるに先立って、本制度に対応した、本持株会規約の改定を決議予定であり、当該改定は、当該理事会決議後の本持株会規約に基づく本持株会の会員への通知発信後2週間を経過し、かつ、本持株会の会員からの異議が本持株会の会員数の3分の1以下の場合に効力が発生する予定です。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金の全部を現物出資財産として払い込むことで、本持株会に対して、当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を処分することとなります。本自己株式処分において、当社と本持株会との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。本自己株式処分における処分株式数は、上記1.の（注）に記載のとおり後日確定しますが、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社及び当社子会社の従業員800名の全員が本持株会に加入し、本制度に同意した場合には88,000株を予定しています。かかる処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化規模は、2026年3月31日現在の発行済株式総数19,493,907株に対し0.45%（小数点以下第3位を四捨五入していません。割合の計算において以下同じです。）であり、2026年3月31日現在の総議決権個数185,707個に対し0.47%です。本制度の導入は、対象従業員の福利厚生増進策として、本持株会を通じて、当社が発行又は処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得させる機会を創出することによって、対象従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が

当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的とするものであり、当社グループの企業価値の増大に寄与するものと考えており、本自己株式処分における処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であり、また、その希薄化規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しています。なお、本自己株式処分は、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに改定された本持株会規約の効力が発生すること、及び所定の期間内に当社と本持株会との間で本割当契約が締結されることを条件として実施されます。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026年10月8日から2029年12月31日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

(3) 本持株会を退会した場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中に、定年その他の正当な事由により、本持株会を退会する場合（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会も含む。）には、当社は、本持株会が対象従業員の退会申請を受け付けた日（会員資格を喪失した場合には当該資格を喪失した日（死亡による退会の場合には死亡した日）とし、以下「退会申請受付日」という。）において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

(4) 非居住者となる場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中に、海外転勤等により、非居住者に該当することとなる旨の当社又は当社子会社の決定が行われた場合には、当該決定が行われた日（以下「海外転勤等決定日」という。）における当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、海外転勤等決定日をもって譲渡制限を解除する。

(5) 当社による無償取得

対象従業員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）若しくは（4）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、本持株会は、本持株会規約の定めに従い、譲渡制限付株式持分について、対象従業員の有するそれ以外の会員持分（以下「通常持分」という。）と分別

して登録し、管理する。

(7) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

4. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、譲渡制限付株式付与のために対象従業員に支給された本特別奨励金を出資財産として、対象従業員が本持株会に拠出して行われるものです。処分金額につきましては、恣意性を排除した金額とするため、2026年5月7日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である2,920円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

なお、この処分金額の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2026年4月8日～2026年5月7日）	2,763円	5.68%
3ヶ月（2026年2月9日～2026年5月7日）	2,855円	2.28%
6ヶ月（2025年11月10日～2026年5月7日）	2,821円	3.51%

2026年5月8日開催の取締役会に出席した監査役4名全員（うち社外監査役2名）は、上記処分金額について、本自己株式処分が本制度の導入を目的としていること、及び処分金額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値であることに鑑み、割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

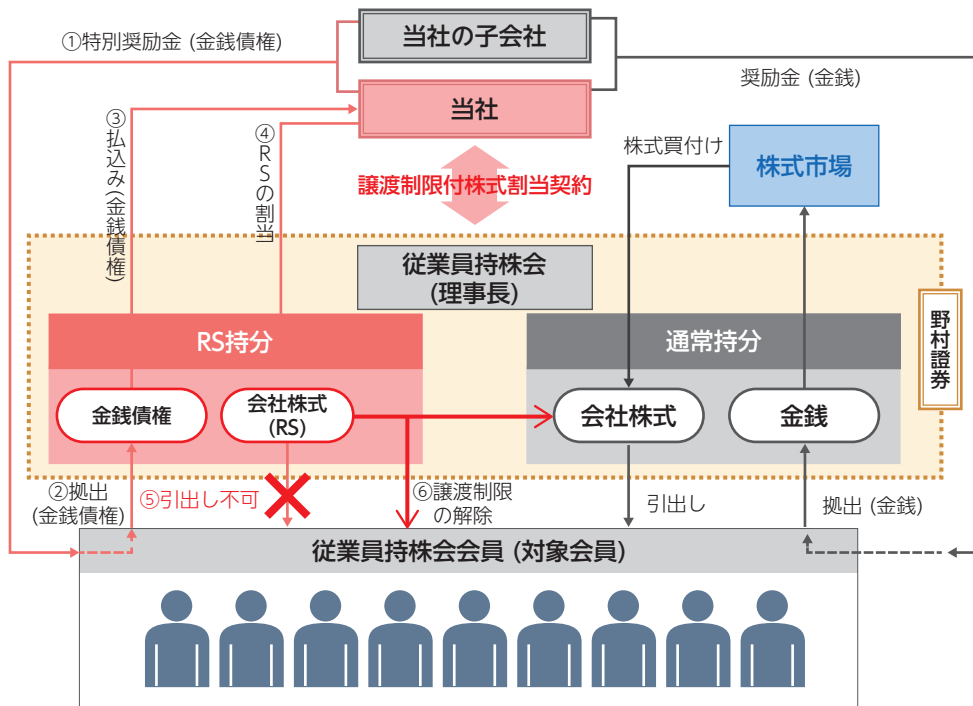
5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

(ご参考)

【本制度の仕組み】

- ① 当社及び当社子会社は、対象従業員に譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として金銭債権を支給します。
- ② 対象従業員は、上記①の金銭債権を本持株会へ拠出します。
- ③ 本持株会は、上記②で拠出をされた金銭債権を取りまとめ、当社へ払い込みます。
- ④ 当社は、本持株会に対して譲渡制限付株式（下図において「RS」といいます。）として本割当株式を割り当てます。
- ⑤ 本割当株式は、野村証券株式会社を通じて、本持株会が開設した専用口座へ入庫され、譲渡制限期間中の引出しが制限されます。
- ⑥ 本割当株式は、譲渡制限解除後に、通常持分又は対象従業員名義の証券口座に振替えられます。



10. その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	2,945	750	1,200	1,950	25,410	4,314	29,724	△1,444	33,176
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△1,582	△1,582		△1,582
当 期 純 利 益						4,937	4,937		4,937
別 途 積 立 金 の 積 立					3,000	△3,000			－
自 己 株 式 の 取 得								△1	△1
自 己 株 式 の 処 分								11	11
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)									
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	－	－	3,000	355	3,355	9	3,365
当 期 末 残 高	2,945	750	1,200	1,950	28,410	4,669	33,079	△1,434	36,541

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	6,826	1	6,827	40,004
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,582
当 期 純 利 益				4,937
別 途 積 立 金 の 積 立				－
自 己 株 式 の 取 得				△1
自 己 株 式 の 処 分				11
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	2,320	△35	2,285	2,285
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	2,320	△35	2,285	5,650
当 期 末 残 高	9,147	△34	9,112	45,654

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

(1) 商品及び製品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……15年～47年

機械……5年～12年

車両運搬具……6年

工具、器具及び備品……2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、長期未収入金を含む貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 工事損失引当金

受注工事にかかる将来の損失に備えるため、当事業年度末において、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事契約について、その損失見込額を計上することとしております。

(4) 役員株式給付引当金

当社の取締役（社外取締役は除く）および取締役を兼務しない執行役員への当社株式の交付または金銭の給付に備えるため、役員株式給付信託に関する株式交付規定に基づき当事業年度における交付見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社は、主に機械部品の販売を行う動伝事業、搬送設備等の自動化・省力化・環境対応化商品やその付帯サービスの販売を行う設備装置事業、各種不織布およびその加工品や製造機械の販売を行う産業資材事業を行っております。

商品および製品の販売にかかる収益は、顧客との契約における履行義務を充足した時点で認識しております。ただし、国内の販売について出荷時から顧客による検収までの期間が通常の間である場合においては、出荷時に収益を認識しております。なお、当社が商品及び製品の販売について代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、発生した原価の累計額が工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。

6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段およびヘッジ対象

為替予約取引（外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引）

(3) ヘッジ方針

外貨建取引については為替リスクをヘッジし、投機的な取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を直接結び付けて判定しております。

(5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

リスク管理は、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経理部にて行っております。

8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

・退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 収益認識に関する注記

- ・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- ・進捗度に基づく売上高24,040百万円（当事業年度末までに完成した工事を除く）。
なお、当事業年度末までに完成した工事を含めた金額は、36,031百万円であります。

4. 追加情報

(株式報酬制度「役員株式交付信託」)

自社の株式を信託を通じて取締役等に交付する取引については、連結注記表「追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権	11,096百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債務	5,519百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権	208百万円
4. 保証債務	
取引履行保証	
TSUBACO KTE CO.,LTD.	213百万円
為替予約	
TSUBACO VIETNAM CO.,LTD.	4百万円
5. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。 当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。	
貸出コミットメントの総額	2,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	2,000百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引

売上高

25,074百万円

仕入高

1,344百万円

(2) 営業取引以外の取引

1,315百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当期末 株式数 (株)
普通株式	1,133,768	640	9,700	1,124,708

(注) 普通株式の自己株式の株式数には、役員株式交付信託が保有する当社株式（当事業年度末243,200株）が含まれております。

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

640株

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

役員株式交付信託からの給付による減少

9,700株

8. 税効果会計に関する注記

・繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金繰入限度超過額	29百万円
未払事業税	61百万円
繰延ヘッジ損益	15百万円
長期未払金	61百万円
退職給付引当金	542百万円
保有株式等評価損	303百万円
その他	222百万円
小計	1,237百万円
評価性引当額	△440百万円
繰延税金資産計	796百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△3,838百万円
繰延税金負債計	△3,838百万円

繰延税金負債の純額 △3,042百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	(株)椿本チエイン	大阪市北区	17,076	機械器具等の製造・販売	(被所有)直接10.8	各種機材等の仕入	製品の仕入	26,740	電子記録債務および買掛金	14,830

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

取引条件の決定方法は、一般取引と同様に市場価格ならびに総原価を勘案し、価格交渉のうえ決定しております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ツバコー・西関東(株)	川崎市 脇田本町	30	機械器具等の販売・設置	(所有) 直接100.0	各種機材等の販売 役員の兼任	製品の販売	2,173	売掛金	1,059
子会社	(株)ツバコー・ケー・アイ	横浜市 西区	40	機械器具等の販売・設置	(所有) 直接100.0	各種機材等の販売 役員の兼任	製品の販売	2,382	売掛金	1,039
子会社	(株)ツバコー・エス・ケー	京都市 下京区	10	機械器具等の販売・設置	(所有) 直接100.0	各種機材等の販売 役員の兼任	製品の販売	3,307	売掛金	1,561
子会社	ツバコー・ウエスト(株)	広島市 東区	10	機械器具等の販売・設置	(所有) 直接100.0	各種機材等の販売 役員の兼任	製品の販売	2,660	売掛金	1,328
子会社	ツバコー九州(株)	福岡市 博多区	10	機械器具等の販売・設置	(所有) 直接100.0	各種機材等の販売 役員の兼任	製品の販売	2,894	売掛金	1,159

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

取引条件の決定方法は、一般取引と同様に市場価格ならびに総原価を勘案し、価格交渉のうえ決定しております。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,485円39銭
- 1株当たり当期純利益 268円84銭

(注)当社は、役員株式交付信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該自己の期末株式数は243,200株、期中平均株式数は246,183株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

(従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分)

当社従業員持株会を割当予定先として、譲渡制限株式としての自己株式の処分を行う取引については、連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

該当事項はありません。